令和5年第1回柳津町議会定例会会議録 第10日 令和5年3月17日(金曜日)

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦 6番 松 村 亮 9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順 一 7番 伊 藤 昭 一 10番 田 﨑 信 二
3番 伊 藤 純 8番 荒 明 正 一 11番 齋 藤 正 志
5番 岩 渕 清 幸

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功 建設係長 鈴木基永 副 町 長 矢 部 良 一 みらい創生課長 天 野 美 穂 総務課長 菊 地 淳 一 保育所長 佐 藤 清 子 出 納 室 長 教 育 天 野 一 保 長 神田順一 町民課長 杉原 満 教 育 課 長 新井田 理 恵 地域振興課長 鈴木秀文 公民館長 治 田崎

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋 本 千 恵 主 査 鈴 木 勝 久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 報告第 1 号 予算特別委員会付託案件審査結果報告

日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号令和4年 度一般会計補正予算)

日程第 3 議案第 2 号 柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 4 議案第 3 号 職員の降給に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 4 号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定

について

日程第 6	議案第 5 号	柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費
		負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 6 号	柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正す
		る条例について
日程第 8	議案第 7 号	柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
		改正する条例について
日程第 9	議案第 8 号	柳津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第10	議案第 9 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条
		例について
日程第11	議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第12	議案第11号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
		T
日程第13	議案第12号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第13号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する
		条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第14号	柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第16	議案第15号	柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
		定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条
		例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第16号	柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
		る条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第17号	柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
		を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第18号	柳津町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を
		改正する条例について
日程第20	議案第19号	柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第20号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第22 議案第21号 柳津町震災復興基金条例を廃止する条例について 日程第23 議案第22号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について 議案第23号 町道路線の認定について 日程第24 議案第24号 令和4年度柳津町一般会計補正予算 日程第25 議案第25号 令和4年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算 日程第26 日程第27 議案第26号 令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算 日程第28 議案第27号 令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算 日程第29 議案第28号 令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算 議案第29号 令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算 日程第30 議案第30号 令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算 日程第31 日程第32 議案第31号 令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算 日程第33 議案第32号 令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算 議案第33号 令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算 日程第34 日程第35 議案第34号 令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算 日程第36 報告第 1 号 専決処分の報告について(専決第2号損害賠償の額の決定及 び和解について) 日程第37 議員提出議案第1号 柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につ いて
- 追加日程第1 議案第46号 工事請負契約の変更について(町道竜蔵庵上村線道路改良工事)

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、磯目泰彦君。

○予算特別委員会委員長(登壇)

報告第1号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

令和5年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について3月10日、14日、15日の3日間、執行部より各主管課長等・係長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第35号、令和5年度柳津町一般会計予算、

議案第36号、令和5年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第37号、令和5年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第38号、令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第39号、令和5年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第40号、令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第41号、令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第42号、令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第43号、令和5年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第44号、令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第45号、令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり 可決すべきものと決定しました。 なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

令和5年3月17日

柳津町議会予算特別委員会 委員長 磯目泰彦

柳津町議会議長 齋 藤 正 志 殿 以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第35号「令和5年度柳津町一般会計予算」、議案第36号「令和5年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第37号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第38号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第39号「令和5年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第40号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第41号「令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第42号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第43号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第44号「令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第45号「令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」は、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。



○議長

日程第2、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。 本案は、令和4年度一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。 なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決第1号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。この専決予算につきましては、 国の二次補正予算で全ての妊婦、子育て家庭がより安心して出産・子育てができるようにす るため、出産・子育て応援交付金が創設され、令和5年1月から国が事業を開始するという ことで専決をさせていただいたものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ158万6,000円を追加しまして、それぞれ43億8,358万6,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金で126万9,000円の増でございます。出産・子育て応援交付金としまして事業費の3分の2の補助でございます。

次に、県支出金、県補助金、民生費県補助金で31万7,000円の増でございます。こちらは、 交付金事業費の6分の1の補助となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

民生費、児童福祉費、児童措置費で187万8,000円の増でございます。需用費と役務費については、事務費でございます。18節負担金補助及び交付金ということで185万円、こちらが交付金となっております。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費については、財源補正でございます。

予備費で29万2,000円を減額しているものでございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



○議長

日程第3、議案第2号「柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を 議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第2号「柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の個人情報保護条例による運用 から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるため、条例を制定するものであります。 なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第2号柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、補足してご説明 いたします。 10ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、官・民の個人情報の保護に関する制度が個人情報保護法へ統合されることにより、自治体関係の施行日である令和5年4月1日に向け、現在の個人情報保護条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行されるため、本条例を新たに制定するものでございます。

第1条につきましては、本条例の制定趣旨を定めたものでございます。

次に、第2条では、本条例中にあります町の機関について例示列挙しており、第2項では この条例で使用する用語について、法に倣うことを定義しております。

次に、第3条第1項では、開示請求があった場合の手数料を1件200円と定め、第2項では写しの交付を求められた場合、実費を費用負担していただくことを定めております。

次に、第4条では、本条例に定めるもののほか必要な事項を規則で定めるものでございます。

次に、附則でありますが、第1条では施行期日を令和5年4月1日と定め、第2条では現 行の個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3条につきましては、現行の個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置でございます。 11ページをお願いいたします。

第1項では、第1号の職員や第2号の受託業務に従事していた者が個人情報を他人に知らせ不当な目的に使用してならないことを規定しております。

第2項では、施行期日前に現行の個人情報保護条例による開示請求があった場合には、これまでと同じ取扱いにすることを規定しております。

第3項から第6項につきましては、罰則規定を定めております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

私から、そんなに難しくございませんけれども、公文書1件当たり200円ということになりますが、この公文書、該当する中身についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

公文書の中身ということでありますが、役場内で作成した文書全てということであります。 以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

全てということになると、私が聞いている中身と違うんだ。具体的に町民の方が、やはり一番こういうものが欲しいんですよという、そういうものが今度は200円ですよという形になってくるのか。200円いただきますと。それをコピーしてください、費用もかかりますよということなので。そういった公文書で、例えば、ざっくり言うと、総務課に行って住民台帳を見せてほしいんですと言ったときに、それはコピーはだめですよ、書いてくださいということで今まで来たのに、そういうものについても200円かかるのかという、そういう具体的な話をお聞きしたいということです。全ての公文書と言われても、山ほどあるわけだから。

○議長

総務課長。

○総務課長

大変失礼しました。

開示請求に係る手数料でありますので、一般の町民の方などから開示請求があった場合については1件当たり200円を徴収するということでありますので、全てということではございません。ですので、大変申し訳ございませんでした。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を原案のとお

り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

 \Diamond \Diamond

○議長

日程第4、議案第3号「職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。 提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第3号「職員の降給に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方公務員法の改正により職員の定年が延長されることに伴い、職員本人の意に 反する降給が発生することになるため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第3号職員の降給に関する条例の制定について、補足してご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法の改正により職員の定年が65歳まで延長されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制により本人の意に反する降給が生じることから、これら降給に関する取扱いを定めるために制定するものでございます。

第1条につきましては、本条例の制定趣旨を定めたものでございます。

次に、第2条につきましては、法で定められている降給の分類について定めるものでございます。

次に、第3条につきましては、前条で分類したもののうち降格を行うことができる事由を 定めるものでございます。 14ページをお願いいたします。

第4条につきましては、第2条で分類したもののうち降号を行うことができる事由を定めるものでございます。

次に、第5条につきましては、職員を降給させる場合に書面で通知することを定めるものでございます。

次に、第6条につきましては、第3条で心身の故障による降格を行う場合に医師2名による診断を要すると定めておりますが、この診断を受けるよう命ぜられた職員は従う義務を負うことを定めるものでございます。

次に、第7条につきましては、規則への委任について定めております。

次に、附則でありますが、第1項では施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

次に、第2項及び第3項については、経過措置となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「職員の降給に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第5、議案第4号「職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第4号「職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定について」提案 理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法に規定される職員の能力向上や柔軟な働き方の推進のため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第4号職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定について、補足してご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、意欲のある職員の能力向上及び高齢期の職員の柔軟な働き方の推進のため、地方公務員法第26条の2に規定される修学部分休業及び同法第26条の3に規定される高齢者部分休業について必要な事項を定めるものでございます。

第1条につきましては、本条例の制定趣旨を定めたものでございます。

次に、第2条につきましては、修学部分休業のできる時間や対象となる教育施設、期間、 給与の取扱い等について定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第3条につきましては、高齢者部分休業のできる時間や対象となる年齢、期間、給与の取扱い等について定めるものでございます。

次に、附則でありますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定について」を原 案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第6、議案第5号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第5号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正に伴い、選挙公営限度額の引上げにより単価の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第5号柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

19ページをお願いいたします。

柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律等の施行に伴い、選挙公営限度額の引上げにより単価が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

第4条第2号ア中の改正につきましては、選挙運動用自動車使用の公営に係る1日当たりの借入れ単価を最大「1万5,800円」から「1万6,100円」に改めるもので、次に、同号イ中とありますのは、同じく選挙運動用自動車の1日当たりの燃料代に係る経費を「7,560円」から「7,700円」に改めるものでございます。

次に、第8条中の改正につきましては、選挙運動用ビラ作成の公営に係る1枚当たりの単価を最大「7円51銭」から「7円73銭」に改めるものでございます。

次に、第11条中の改正につきましては、選挙運動用ポスター作成の公営に係る1枚当たりの作成単価を最大「525円6銭」から「541円31銭」に改め、ポスターの企画費を「31万500円」から「31万6,250円」に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第7、議案第6号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第6号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、柳津町個人情報保護 条例を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第6号柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、 補足してご説明いたします。

21ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、先ほどの柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、これまでの柳津町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、参照している条例名が変更になることから改正するものでございます。

第1条中「柳津町個人情報保護条例(平成13年柳津町条例第17号)」を「柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年柳津町条例第 号)」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、令和5年4月1日より施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

まず、条例の改正の前に、関連しておりますのでお聞きしますけれども、保護法という法 律の解釈が必要な重要なポジションであるという審査会、この審査会は任期もあるというこ とでしょうから、現在の審査会のメンバーについてお知らせをいただきたい。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

個人情報保護審査会のメンバーということでございますが、現在、5名であります。

任期は2年ということでありまして、現在のメンバーの任期については、令和5年10月7日までとなっております。

メンバーには、まず1人目が司法書士の方、人権擁護委員の方、それから、行政相談委員 と婦人会長、商工会長の5名ということでございます。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

皆さん、お聞きしますと、やはり住民、町民、そういった方々を擁護する、そして大事にするような方々であるということが見受けられます。ただ、保護法に基づいて審査をする段階では、やはりこれは住民側に立って、町民サイドに立って物事を云々するということは、やはり私とすればもう少し中立的に、やはり法律に基づいて適正に審査できるような体制づくりというのが必要であろうと、このように思っております。今の審査会のメンバーについても議会で承認しているということであるでしょうから、これで終わります。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につい

て」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

 \Diamond \Diamond

○議長

日程第8、議案第7号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第7号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第7号柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

23ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い再任用制度が改正され、地方 公務員法内の条項のずれに対応する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでござい ます。

第3条の改正につきましては、法改正に伴い、ずれが生じた条項を改正後の条項に改める ものでございます。

なお、附則といたしまして、令和5年4月1日より施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第9、議案第8号「柳津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第8号「柳津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由 を説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に対応するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第8号柳津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご 説明いたします。

25ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を改めると ともに、新たに管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制について定めるもの でございます。

題名の次に目次及びこの条例について5つの章及び附則に分類するものでございます。

次に、第1章、総則内の改正についてご説明いたします。

第1条の改正につきましては、法改正に伴い、ずれが生じた条項及び新たに条例において 定めることとなった各制度について、改正後の地方公務員法に定められる条項に改めるもの でございます。

次に、第2章、定年制度内の改正についてご説明いたします。

第3条の改正につきましては、これまで職員の定年について60歳とし、特例定年として調理員を63歳としておりましたが、一律65歳に改めるものでございます。

次に、第4条第1項の改正につきましては、特定の場合において定年に対して退職すべき 職員の勤務を延長することができる勤務延長制度について、第9条に規定する特例任用制度 との関係を整理するものであります。

26ページをお願いいたします。

中ほどの第3章、管理監督職勤務上限年齢制内の改正についてご説明いたします。

なお、第3章から第5章につきましては、今回の改正により新たに追加となるものでございます。

第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲について定めるものでございます。

次に、第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢について定めるものでございます。 第6条に定める管理監督職を占める職員は、管理監督職勤務上限年齢に達した翌日から最初 の4月1日までの間に管理監督職以外の職へ降任することになります。

次に、第8条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降任を行う場合に留意すべき事項について定めるものでございます。

27ページをお願いいたします。

中ほど、第9条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制により降任すべき職員について、1年以内の期間を定めて引き続き管理監督職として任用することができる特例について 定めるものでございます。

28ページをお願いいたします。

下段のほうになります。第10条につきましては、第9条により特例任用には当該職員の同意を要することについて定めるものでございます。

次に、第11条につきましては、第9条による特例任用について特例任用を行う原因となった事由が消滅した場合は、あらかじめ定めた期間の末日を待つことなく降任を行うものと定めるものでございます。

次に、第4章、定年前再任用短時間勤務制についてご説明いたします。

29ページをお願いいたします。

第12条につきましては、60歳に達した日以後、定年を前に退職した職員について、短時間 勤務の職に再任用することができることを定めるものでございます。

次に、第13条につきましては、第12条の規定を町が加入する一部組合等を60歳以上、定年 前までに退職した者にも適用することを定めるものでございます。

次に、第5章、雑則についてご説明いたします。

第14条につきましては、規則への委任について定めるとともに、定年に関する経過措置といたしまして、附則第3項及び第4項につきましては、職員の定年を段階的に引き上げることについて定めるものであります。定年は2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度に全ての職の定年が65歳となるものでございます。

30ページをお願いいたします。

次に、附則第5項につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度中に当該職員へ60歳 以降の働き方について情報を提供し、60歳以降の働き方に関する意思を確認するよう努める ことを定めるものでございます。

次に、附則でありますが、第1条では、施行期日を令和5年4月1日と定めるものでありますが、附則第11条については公布の日から施行するものでございます。

次に、附則第2条につきましては、改正前後の条例による勤務延長職員について、定年引上げが完了するまでの経過措置を定めるものでございます。

31ページをお願いいたします。

次に、附則第3条につきましては、改正前の条例により定年退職した職員及び改正後の条

例による段階的定年引上げが完了するまでの間に定年退職した職員について、暫定的に再任 用することができること、また、その取扱いや任期の更新について定めるものでございます。 33ページをお願いいたします。

次に、附則第4条につきましては、附則第3条の規定を町が加入する組合等を退職した職員に対しても同様に適用することを定めるものでございます。

次に、附則第5条につきましては、改正後の地方公務員法の規定に関わらず、60歳以上で 退職し定年に達していない者について、改正後の条例第12条に定める定年前再任用短時間勤 務制を適用し任用できることを定めるものでございます。

34ページをお願いいたします。

次に、附則第6条につきましては、附則第5条の規定を町が加入する組合等を退職した職員に対しても同様に適用することを定めるものでございます。

次に、附則第7条から第9条につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律附則第8条第3項から第5項までに定められる事項について、条例で定めるとされている部分について定めるものでございます。それぞれ改正法の施行日である令和5年4月1日以降に設置された職や名称が変更になった職について、基準となる日以前からそれらの職が設置されていたものとして考えるという内容になっております。

35ページをお願いいたします。

次に、附則第10条につきましては、定年引上げが完了するまでの定年前再任用短時間勤務 職員の取扱いについて、その時点の定年を任用期限の限度とすることを定めるものでござい ます。

36ページをお願いいたします。

附則第11条につきましては、制定附則第5項に定める情報提供意思確認を行う年齢を定めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

法律に反対するとか、そういうことではありません。これを見ますと、非常に優遇される

ような状態になるわけですね、当然、公務員だから。そうなった場合に、一般の町民の生活 等々と比較した場合に、何か違和感を持つのは当然なんですが、それらについて役場として、 執行部として、それらについてはどのようにお考えになっているのか。それを伺います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今回の改正によりまして定年が延びるということで、一般の町民の方と比較した場合、違和感があるというようなことでありますが、これにつきましては、全国的な流れでもありますし、公務員だけではなく、普通の会社等においても定年というのは延長されておりますので、こういったことに関しましては、一般的なことでもありますので、私個人としましては法律の改正に伴う分でありますのでやむを得ない部分なのかと感じております。

以上であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それは、課長の立場だということは分かります。

私が要望したいことは、そういう状態にあるということで、民間の人たちに対する考え方、 そういうことをもっと、町民の生活をもっとやらなければならないなと、そういうようなこ とでもっと大きな視界を持つような行政をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

6番、松村 亮君。

○6番

私からは、確認で1点、お伺いします。

本件は、第7条に管理監督職勤務上限ということで60歳と定める一方で、第9条の解釈についてお伺いしますが、これは、列挙した(1)、(2)、(3)の状態の場合に60歳を超えた場合でも管理職を継続できるということなのかについて伺います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

議員おただしのように、一応60歳で役職定年ということで級のほうが下がるわけでありますが、特例といたしまして、期間はあるんですけれども、延長することが可能という条文になっております。

以上であります。(「終わります」の声あり)

○議長

ほかにありませんか。

5番、岩渕清幸君。

○5番

私からは、条文をチェックするのを忘れましたが、退職金制度についてですが、以前、退職の2年ぐらい前に退職すると、勧奨扱いということで何割か上乗せの退職金制度というのがあったと思うんですが、現在、そういう制度があるのかどうかが1つ。

それから、実際、延長になった場合、例えば、直近で言えば62歳になった場合、60歳、61歳で私はやはり辞めますといったときに、そういう勧奨扱いというか、有利なこと、不利にならないというような条文があったようですが、そういう制度というのは存続されるのかどうかということを伺いたいんですが。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

退職時に勧奨扱いがあるのかどうかということでありますが、柳津町の場合は総合事務組合のほうに退職金の関係、事務のほうを任せておりますけれども、現在は勧奨というのはないと思われます。

そういったことで、例えば62歳とか、定年が65になりますので、その前に退職した場合には、議員おただしのように、不利にならないように自己都合退職ではなくて定年退職という取扱いで退職金が支給されるようになります。

以上であります。 (「了解しました」の声あり)

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「柳津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案の とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第10、議案第9号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第9号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」提 案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に対応するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第9号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、補足 してご説明いたします。 38ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、現に懲戒処分を受け減給されている職員が60歳に到達し 給料7割措置が適用された場合の取扱いについて定めるものでございます。

第3条の改正につきましては、現に減給処分を受けている職員が60歳に到達し給料7割措置が適用された場合、減額後の給料の10分の1を減額の限度額とするものでございます。

なお、附則といたしまして令和5年4月1日より施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

この条例に適合してこれに該当して扱われた人といいますか、その人は何人おられますか。

○議長

これから条例を制定するので、いませんよ。

○8番

一部を改正するということは、今までのこともあったんではないですか。ないんですか。 ないならないでいいですが。どのくらいの人が、報道されているんですけれども、どのくら い該当する人があったか。差し支えなければお答え願いたい。

○議長

総務課長。

○総務課長

この条例に基づいて減額になった職員はおりませんけれども、これまで懲戒処分を受けた 職員はおりますが、人数までは手元に資料がございませんので、今は分からないということ でございます。

以上であります。

○議長

いいですか、荒明議員。いない、今、分からない。

○8番

なければいいです。しようがない。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第11、議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提 案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に対応するため、また、職員の休憩時間制度の柔軟化を実施するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足し

てご説明いたします。

40ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法の改正により条例内で引用する条項及び文言を修正する必要があるため所要の改正を行うほか、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟な働き方を推進する観点から、職員の休憩時間について制度を柔軟化するものでございます。

第2条第3項の改正につきましては、法改正に伴い、ずれが生じた条項を改正後の条項に 改めるほか、法改正前の制度である「再任用短時間勤務職員」を改正後の制度である「定年 前再任用短時間勤務職員」へ改めるものでございます。

次に、第3条及び第4条の改正につきましては、第2条の改正同様、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」へ改めるものでございます。

次に、第6条の改正につきましては、職員の休憩時間について、職務の特殊性などに限らず、職員の健康や福祉に影響を及ぼす場合や職員からの申告を考慮することが適当と判断される場合にも休憩時間を与える時間帯を変更することが可能となるよう、改めるものでございます。

次に、第12条及び第18条の改正につきましては、第2条及び第3条、第4条の改正同様、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」へ改めるものでございます。 なお、附則第1項といたしまして、令和5年4月1日より施行するものでございます。 第2項では、地方公務員法の改正に伴う経過措置を規定するものでございます。 以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

 \Diamond \Diamond

○議長

日程第12、議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由 を説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に対応するため、また、非常勤職員の 育児休業等の取扱いについて、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第11号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

42ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、育児休業や育児部分休業に関して、職員の定年延長に伴い整備する各種制度が適用される職員への適用について定めるものでございます。また、これまで明確化されていなかった非常勤職員の育児休業制度についても、整理し改めるものでございます。

まず、第2条の改正につきましては、条例で定める育児休業をすることができない職員について、定年延長に伴い整備される制度が適用される職員のうち異動期間を延長された管理監督職員や非常勤職員のうち任期や勤務日数等の条件を満たさない非常勤職員を加えるもの

でございます。

43ページをお願いいたします。

次に、第2条の3の改正につきましては、非常勤職員が育児休業を取得する場合において、 それぞれの区分に応じてその限度となる日を当該子の1歳到達日から1歳6か月到達日の範 囲内で定めるものでございます。

44ページをお願いいたします。

次に、第2条の4につきましては、非常勤職員の育児休業について、第2条の3で定める 限度を超えて当該子の2歳到達日まで取得することができる場合について定めるものでござ います。

45ページをお願いいたします。

次に、第3条の改正につきましては、育児休業の取得上限回数を超えて取得できる場合について、当該子を保育施設に入所させることができず待機児童状態になっている場合等を加えるものでございます。

次に、第4条の改正につきましては、育児休業の延長について、通常は一度に限るという 規定に関わらず再度、延長できる場合について、待機児童状態にある場合を加えるものでご ざいます。

次に、第8条の改正につきましては、育児短時間勤務の終了から1年以内に再度、育児短時間勤務を取得できる特別の事情について、提出すべき計画書名を改正し、また、待機児童 状態にある場合を加えるものでございます。

次に、第11条の2の改正につきましては、表中の「再任用短時間勤務職員」の記載を改正 後のほうに基づき「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるものでございます。

46ページをお願いいたします。

次に、第16条の改正につきましては、部分休業の取得時間の上限について、定年前再任用 短時間勤務職員以外の非常勤職員の場合の規定について加えるものでございます。

なお、附則第1項といたしまして、令和5年4月1日より施行するものでございます。 第2項及び第3項については、経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案の とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第13、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を 議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明 いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に対応するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第12号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いた します。

48ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、職員の定年延長に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の 給料や60歳以降の給料、経過措置であります暫定再任用職員等の給料について定めるもので ございます。

第5条第9項の改正につきましては、給料表のうち、これまで再任用職員に適用されていた部分について、別表第1の改正のとおり、定年前再任用短時間勤務職員の給料を定める基準額とするものであります。

次に、第12条の改正につきましては、一部、条項のずれの解消や「再任用短時間勤務職員」としていた部分を「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるなど、法改正に伴う所要の 改正であります。

次に、第12条及び第15条、第18条、第21条、第22条、第25条の2の改正につきましては、 それぞれ一部条項のずれの解消や再任用短時間勤務職員など改正前の法に基づく名称の部分 を「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるなど、法改正に伴う所要の改正であります。

49ページをお願いいたします。

次に、附則第18項につきましては、60歳に到達した後、最初の4月1日以降の給料について、給料表の額の7割水準とする旨の規定でございます。

次に、附則第19項につきましては、前項の規定を適用しない職員について、非常勤職員や 管理監督職勤務上限年齢制による降任の異動期間を延長されている職員などとする規定でご ざいます。

次に、附則第20項につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降任と附則第18項に よる給料7割水準のいずれの適用も受ける職員について、調整額を支給し降任前の給料の7 割水準となるよう定めるものでございます。

50ページをお願いいたします。

次に、附則第21項につきましては、前項の規定による支給額の上限について定めるもので ございます。

次に、附則第22項及び第23項につきましては、60歳到達時点で管理監督職でなかった職員 について、管理監督職であった職員との権衡上必要な場合に附則第20項及び第21項に定める 方法により調整額を支給できる旨の規定でございます。

なお、附則第1項といたしまして、令和5年4月1日より施行するものでございます。

第2項から第10項につきましては、経過措置を規定し、第11項では、条例の施行に関し必要な経過措置について規則で定めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

これまで議案の審議をしてきましたけれども、特に給与を担当する総務課は大変、煩雑になってくるものと思われますから、しっかりと職員一人一人、また、再任用と言わなくてもそういった方々に十分注意を払いながら業務を執行してほしいと、このように思います。

それで、私からは、53、54ページ、毎年のようにこの表は見せられます。また、令和5年度から別表第1行政職給料表ということで出されておりましたので、昨今の事情から鑑みても、現在、柳津町の職員の給与ベースということで言うと、下位級から上位級まで該当している部分はどこからどこまでなのかということが1つと、それから、平均年齢は問いませんけれども、平均的に給与として一番多い職級、階級、号級、こういったものがどうしても、どういうふうな状況になっているのかということで知りたいということになりますので、よろしくひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ただいまの質問でございますが、手持ち資料がございませんので、後ほど回答ということでよろしいでしょうか。すみません。(「終わります」の声あり)

○議長

ほかにありませんか。

8番、荒明正一君。

○8番

50ページ、附則の上にあるんですけれども、これはそういうことが特にあるわけではない と思いますが、町長が規則で定めるというふうになっておりますが、これまでそういう規則 を定めて適用したというようなことはありますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

50ページの町長が規則で定めるということについて、これまであるのかというようなことかと思いますけれども、現在も職員の給与に関する規則というものがありますので、これまでも規則のほうで細かい点についてはそこで定めているものがございます。

以上であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

その規則の中で問題になったというようなことは、これまではありませんということですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

問題になったことがあるのかということでございますが、ルールですので、それにのっとって我々職員のほうは実施しておりますので、私のこれまでの公務員生活上は特にないと思われます。

以上であります。(「分かりました」の声あり)

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり 決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第14、議案第13号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第13号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第13号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い再任用制度が改正され、地方公務 員法内の条項のずれへの対応及び経過措置である暫定再任用職員等の取扱いを定める必要が 生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

第2条第1項の改正につきましては、条項のずれにより改正するものであります。

次に、第19条の2の改正につきましては、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるほか、地方公務員法改正に伴う条項のずれに対応した条文に改めるものでございます。

次に、附則の第1項では、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2項では、各号に掲げる用語の意義を定めるとともに、第3項では、暫定再任用職員及 び暫定再任用短時間勤務職員については定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条 例を適用する旨の経過措置を定めたものでございます。 以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第15、議案第14号「柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第14号「柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」提 案理由を説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律の改正のため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長(登壇)

議案第14号柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

59ページをお開きください。

柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭 庁設置法の施行に伴い、参照している子ども・子育て支援法が改正されたことにより条例の 一部を改正するものであります。

第2条中「第1項」を削るとありますのは、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管 されることに伴い、現在、厚生労働省の所管となっている事項の変更となります。内閣総理 大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定の整備を行うことと なります。

附則としまして、施行期日は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第16、議案第15号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい

て」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第15号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置 法その他の行政組織に関する法律の改正、また、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正 を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長 (登壇)

それでは、議案第15号柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

61ページをお開きください。

柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律の改正と国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、改正するものであります。

第4条第2項ただし書、同項第1号及び第2号中「第1項」を削り、同項第3号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、それぞれ第1項を削除し、条項ずれにより「同項」を「同条」に改めるものでございます。

次に、第6条第2項中及び第3項中の改正につきましても、それぞれ「第1項」を削除し、 条項ずれにより「同項」を「同条」に改めるものでございます。

次に、第7条、第8条及び第13条につきましても、それぞれ「第1項」を削除するもので ございます。

次に、第15条第1項第3号の改正につきましては、学校教育法が改正されることに伴い、 同条中第25条につきまして第25条第1項と改正し、同項第4号の改正につきましては、児童 福祉法第45条第2項において厚生労働省から内閣府及び内閣総理大臣に改正されることに伴 い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

次に、第20条第4号につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、「第1項」を 削除するものでございます。

次に、第26条につきましては、児童福祉法第33条の2、児童相談所長の権限等における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、削除するものでございます。

次に、第35条第1項中及び第2項中、子ども・子育て支援法の改正に伴い、「第1項」を それぞれ削除し、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中の「同項」も「同条」に改める ものでございます。

次に、第36条第1項及び第2項につきましても、「第1項」をそれぞれ削除し、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中の「同項」も「同条」に改めるものでございます。

次に、第37条第2項及び第39条第2項につきましても、「第1項」をそれぞれ削除するものでございます。

次に、第44条につきましては、児童福祉法第45条第2項において厚生労働省から内閣府及 び内閣総理大臣に改正されることに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるも のでございます。

次に、第51条第1項、第2項及び第3項、第52条第1項、第2項及び第3項の改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、それぞれ条中の「第1項」を削除するものでございます。

附則としまして、施行期日を令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

この条文の中では、2回、厚生大臣を内閣総理大臣に変更するというようなことがあるわけですが、私が考えるには、そういう条例は本来ならば内閣総理大臣がやっていたものを厚生大臣にやるというようなことが多々、多いわけです。それが今回は逆になっているということは、それらについて課長等に分かりやすく話があったのかどうか。お願いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、国のほうでの法律改正ということで、全国各自治体のほうに法律の改正をしたので各自治体の各条例のほうも改正を適時行ってくださいというような通達、通知がありましたので、それに伴いまして柳津町の今回の条例、国の法律に基づいて条例のほうも改正しているといった状況でありますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第17、議案第16号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第16号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を 行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(登壇)

議案第16号柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について、補足してご説明いたします。

63ページをお開きください。

今回の柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

第7条の次に次の2条を加えるということで、第7条の2、安全計画の策定等としまして、 事業者が利用乳幼児の安全の確保を図るために事業所等における安全の確保に関する計画を 策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じることの規定を追加するものであります。

第7条の2第2項としまして、事業者は職員に対しその安全計画を周知するとともに、研 修、訓練を定期的に実施することを定めるものでございます。

第7条の2第3項としまして、事業者は保護者に対しその安全計画に基づく取組内容について周知することを定めるものでございます。

次に、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認としまして、事業者が事業所外の 活動及び取組等のため自動車を運行する場合につきまして、利用乳幼児が乗降する際に利用 乳幼児の所在を確認しなければならないことの規定を追加するものであります。

第7条の3第2項につきましては、居宅訪問型保育事業者を除く事業者で利用乳幼児の送迎を目的とした自動車に車内乳幼児の見落とし防止の装置を備え、降車の際の所在を確認しなければならない規定を追加するものであります。

次に、第10条につきましては、文言を追加し、同条ただし書を削除するものであります。 64ページをお開きください。

次に、第13条につきましては、民法第822条懲戒の削除及び児童福祉法第33条の2児童相談所長の権限等における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、削除するものでございます。

次に、第14条第2項につきましては、事業者が感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の ため職員に対し研修及び訓練を定期的に実施するよう努めることに改めるものであります。

次に、第25条につきましては、児童福祉法第45条第2項において厚生労働省から内閣府及 び内閣総理大臣に改正されることに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正する ものであります。

附則としまして、第1項、施行期日を令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項、経過措置としまして、改正後の第7条の3第2項の規定の適用について、令和6年3月31日までの間、必要な経過措置を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第18、議案第17号「柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第17号「柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長(登壇)

議案第17号柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

66ページをお開きください。

柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

第6条の次に次の2条を加えるとありますのは、第6条の2につきまして、児童の安全確保、安全計画の策定等に係る規定の新設となっております。

第2項に、職員に対し安全計画についての周知、研修及び訓練を定期的に実施しなければならない、第3項に、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない、第4項に、定期的に安全計画の見直しを行い必要に応じて安全計画の変更を行うものとするとなっております。

第6条の3につきましては、事業者が利用者の移動のために自動車を運行する際の所在確認の実施に係る規定の新設となっております。

第12条の次に次の1条を加えるとありますのは、第2条の2に感染症や非常災害の発生時における業務継続、再開を図るための計画、業務継続計画の策定等に係る規定を新設するものであります。

第2項に、職員に対し業務継続計画について周知、研修及び訓練を定期的に実施するよう 努めなければならないとなっております。

67ページをお開きください。

第3項に、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて変更を行うよう努めるものとするとなっております。

第13条第2項中につきましては、感染症等の予防及びまん延防止のための研修、訓練の実施について追加するものであります。

附則としまして、施行期日は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号「柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第19、議案第18号「柳津町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を

改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第18号「柳津町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例 について」提案理由を説明いたします。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項において、厚生労働省令で定める施設が主務省令に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(登壇)

それでは、議案第18号柳津町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

69ページをお開きください。

今回の柳津町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項において厚生労働省令で定める施設が主務省令に改正されたことに伴い、同条例第3条第3号中の「厚生労働省令」を「主務省令」に改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号「柳津町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例 について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第20、議案第19号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を 議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第19号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明 いたします。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(登壇)

議案第19号柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いた します。

71ページをお開きください。

今回の柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令 等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

条例第7条につきましては、被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金について定めているものであります。現在、出産育児一時金が40万8,000円、産科医療補償制度の対象

の場合は、1万2,000円を加算し総額42万円を支給しております。今回の改正では、出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げるものであります。なお、産科医療補償制度の対象となる場合、総支給額を50万円とするものであります。

附則といたしまして、第1条、施行日を令和5年4月1日とするものであります。

第2条、経過措置といたしまして、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給額につきましては現行の40万8,000円とし、産科医療補償制度の対象となる場合の総支給額を42万円とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり 決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第21、議案第20号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第20号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(登壇)

議案第20号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

73ページをお開きください。

今回の柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行 令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び国民健康保険税の軽減に係る所得 判定基準を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

第2条第3項につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を定めております。こちらについて現行の「20万円」から「22万円」に引き上げるものであります。

第23条につきましては、第1項中、第2条の課税限度額同様に「20万円」から「22万円」に改め、同項第2号中、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「28万5,000円」から「29万円」に改め、同項第3号中、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「52万円」から「53万5,000円」に改めるものであります。

第24条の2第2項につきましては、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について 定めており、雇用保険法施行令施行規則等の一部改正に伴い、本人の希望に応じてマイナン バーカードを提示して雇用保険の受給資格の確認を受けた方に対しましては、雇用保険受給 資格通知の交付が可能となり、本通知により雇用保険受給資格証と同様に非自発的失業者の 把握が可能であることから、対象者等の把握をするために雇用保険受給資格通知を用いるこ とも可能な取扱いとするために、雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合の規定につ いて、これを提示しなければならないと改めるものであります。

附則といたしまして、第1条につきましては、令和5年4月1日から施行するものであり

ます。

第2条につきましては、改正後の柳津町国民健康保険税条例第2条第3項及び第23条第1項の規定を令和5年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、なお、令和4年度以前の国民健康保険税につきましては、改正前の規定を適用するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第22、議案第21号「柳津町震災復興基金条例を廃止する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第21号「柳津町震災復興基金条例を廃止する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町震災復興基金の精算に伴い、条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第21号柳津町震災復興基金条例を廃止する条例について、補足してご説明申し上げます。

75ページをお願いいたします。

柳津町震災復興基金条例につきましては、平成23年度の国の補正予算に盛り込まれました 特別交付税を財源に福島県市町村復興支援交付金が県内の全市町村に交付されたものでござ いますが、この交付金の処分期限として10年間が望ましいとされていたことから、毎年、基 金を取り崩し各種事業に充当してきたものでございます。令和3年度末で利子も含め処分し たことから、今回条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号「柳津町震災復興基金条例を廃止する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第23、議案第22号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」を議題

といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第22号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」提案理由を説明いた します。

本案は、地方公務員法改正により職員の定年が延長されることに伴い、現行の再任用制度 を廃止することとなることから、条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第22号職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、補足してご説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

職員の再任用に関する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして職員の定年 が延長されることに伴い、現行の再任用制度を廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

 \Diamond \Diamond

○議長

日程第24、議案第23号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第23号「町道路線の認定について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

建設係長。

○建設係長(登壇)

議案第23号町道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

79ページをご覧願います。

路線番号1264、路線名、安久津4号線、起点、大字柳津字上村道下乙1719-16から終点、 大字柳津字村ノ上乙1919まで。道路幅員は2メーターから4メーターまで。道路延長は 139.5メーターです。

道路法第8条第2項の規定により認定し、町道として維持管理してまいります。

以上で議案第23号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手 を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第25、議案第24号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」

日程第26、議案第25号「令和4年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」

日程第27、議案第26号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第28、議案第27号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第29、議案第28号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第30、議案第29号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第31、議案第30号「令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第32、議案第31号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第33、議案第32号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第34、議案第33号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第35、議案第34号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」 については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

賛成の方の挙手を求めます。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議 案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号は 一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第24号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。 本案は、年間所要額の見込みによる歳入歳出予算及び繰越明許費の設定並びに地方債の補 正であります。

次に、議案第25号「令和4年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第26号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。 次に、議案第27号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案 理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第28号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を 説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第29号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

次に、議案第30号「令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提 案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第31号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提 案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

次に、議案第32号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由 を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

次に、議案第33号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理

由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

次に、議案第34号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提 案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。



○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を13時といたします。(午後0時01分)

○議長

議事を再開いたします。(午後1時00分)



○議長

初めに、先ほど伊藤昭一議員の質問に対する回答と岩渕清幸議員の回答に対する訂正がありますので、総務課長の発言を許します。

総務課長。

○総務課長

まず、7番議員のご質問に対する回答でございます。

議案第12号関係でご質問があったわけでございますが、職員の平均年齢と平均月額ということで、一般行政職ではありますが、申し上げます。令和4年4月1日現在でございます。一般行政職の平均年齢が39.7歳、給料月額につきましては29万1,828円となっております。また、等級の職員数の割合ということでございますけれども、1級から3級までの係員については、全体の67.5%、それから、係長級ということで4級の職員になりますが20.5%、5級・6級の課長級については12%ということでございます。

それから、5番議員のご質問で、退職した場合の勧奨につきまして加算率があるのか、ないのかということで、私のほうでないというふうに思われるということで発言しましたが、 誤りでしたので訂正しておわび申し上げたいと思います。

なお、勧奨につきましては、50歳から60歳までの間でございます。加算率につきましては、

退職年齢によって加算率が変わってきます。例えば、58歳で退職したとなれば、退職年齢から退職したときの年齢を引いて、それに100分の2を掛けるということになりますので、100分の4ということで4%、59歳の場合は2%というようなことになっております。

以上であります。

○議長

それでは、補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

それでは、議案第24号から第34号まで補足してご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では額の確定、あるいは、歳入見込みによる補正となっております。歳出では、事業完了による額の確定、あるいは、執行見込みによる補正が主なものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第24号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ2億123万7,000円を減額し、それぞれ41億8,234万9,000円 とするものでございます。

次に、第2条では繰越明許費を、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。 8ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、電算戸籍管理事業では442万2,000円。

次に、民生費の社会福祉費でございますが、高齢者生活福祉センター管理事業で3,700万円。児童福祉費で、柳津保育所施設管理事業で1,261万9,000円。

農林水産業費の農業費、県営中山間地域総合整備負担金事業で94万7,000円。林業費のふくしま森林再生事業で3,012万円。

次に、土木費でございますが、道路橋梁費、道路維持管理事業で410万5,000円。同じく、 道路橋梁費、道路ストック総点検事業で2,200万円。土木費の住宅費で公営住宅維持管理事 業で45万円。

次に、教育費でありますが、小学校費、学校保健特別対策事業で149万円。中学校費、学 校保健特別対策事業で73万円。

次に、災害復旧費であります。農林水産施設災害復旧費、現年農地災害復旧事業で317万 6,000円。次のページに行きまして、公共土木施設災害復旧費、現年公共土木災害復旧事業 で4,017万円。

合計12事業で1億5,722万9,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

こちらは、事業の確定、または、見込みによる地方債の補正となっております。

まず、消防施設整備事業(緊急防災・減災事業債)でございますが、補正後の限度額でございますが、4,660万円減額しまして5,620万円とするものでございます。

次に、大成沢・冑中地区水源・浄水場整備事業でございますが、970万円減額しまして720 万円とするものでございます。

次に、町道五畳敷大成沢線整備事業でございますが、190万円減額しまして1,100万円とするものでございます。

次に、急傾斜地崩壊対策事業、110万円減額して390万円とするものです。

町道竜蔵庵上村線整備事業、100万円減額して5,890万円とするものでございます。

裏のページに行きまして、町道野老沢新町線整備事業、240万円減額しまして440万円ということで、合計6,270万円減額しまして4億2,180万5,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

町税、町民税、個人で414万5,000円の増、法人で455万6,000円の減ということであります。 法人につきましては、前年度、高額な予定納税がございましたが、今年度そこまで税額が伸 びなかったということでございます。

次に、固定資産税、固定資産税で858万8,000円の減でございます。主に現年度分でございますが、当初予算では3か年の平均で見込んでおりましたが、償却資産の伸びがなかったということでございます。

次に、軽自動車税、環境性能割で18万7,000円の増、裏のほうに行きまして、軽自動車税、 種別割で14万6,000円の減ということで、収入見込みによる増減でございます。

町たばこ税では122万9,000円減、入湯税では52万円の増ということで、こちらも見込みによるものでございます。

次に、地方譲与税、地方揮発油譲与税でございますが、103万6,000円の増でございます。 国からの通知に基づく見込み増ということであります。

次のページに行きまして、自動車重量譲与税でございますが、170万円の減でございます。

こちらも交付見込みによる減でございます。

次に、地方消費税交付金、地方消費税交付金で721万9,000円の減。こちらも交付見込みによる減でございます。

次に、環境性能割交付金、環境性能割交付金で119万2,000円の減。こちらも交付見込みによる減でございます。

法人事業税交付金、法人事業税交付金で224万円の増ということで、増額を見込んでおります。

次のページに行きまして、地方交付税、地方交付税で5,367万7,000円の増ということで、 交付税の再算定による増額を見込んでおります。

次に、分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で103万9,000円の減でございますが、 農地債に係る分担金の見込みの減ということでございます。

次に、負担金、民生費負担金で125万8,000円の増、土木費負担金で43万3,000円の減でございます。見込みによる増減でございます。

18ページに行きまして、使用料及び手数料、使用料でございます。商工使用料では9,000円の増、土木使用料で293万5,000円の増、教育使用料で102万7,000円の減ということでございます。土木使用料については、主に住宅使用料の増ということでございます。

次に、手数料でありますが、総務手数料で10万3,000円の減でございます。収入見込みによる減ということでございます。

19ページに行きまして、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で172万3,000円の減、衛生費国庫負担金で5万円の減ということで、実績見込みによるものでございます。

20ページに行きまして、国庫補助金であります。総務費国庫補助金で111万2,000円の減、 民生費国庫補助金で685万3,000円の減、衛生費国庫補助金で594万4,000円の減、土木費国庫 補助金で67万3,000円の減、教育費国庫補助金で74万5,000円の減ということで、こちらも実 績による減ということでございます。

次のページをお願いします。

国庫委託金であります。総務費国庫委託金で7,000円の増、民生費国庫委託金で1万3,000円の増ということで、実績見込みによる増となっております。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で19万8,000円の減、次のページの衛生費県 負担金で1万6,000円の減ということで、実績見込み、また、交付決定による減となってお ります。 次に、県補助金であります。総務費県補助金で155万1,000円の減、民生費県補助金で32万2,000円の減、次のページに行きまして、衛生費県補助金で103万2,000円の減、農林水産業費県補助金で118万3,000円の減、商工費県補助金で41万9,000円の減、教育費県補助金で36万5,000円の増、災害復旧費県補助金で144万円の増ということで、こちらも実績見込み、また、交付決定によるものでございます。

次に、県委託金でございます。総務費県委託金で284万5,000円の減ということで、選挙費 委託金の交付決定による減でございます。

24ページに行きまして、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で8,000円の増でございます。所要増ということであります。

寄附金でありますが、一般寄附金で847万6,000円の増を見込んでおります。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金については、1億6,400万円の減ということで、基金の取崩しをやめても予算が組めるということで全額落としたものでございます。 雇用対策基金繰入金で140万円の減、地域づくり推進基金繰入金で100万円の減、森林環境譲与税基金繰入金で233万8,000円の減ということで、いずれも実績、また見込みによる減となっております。

次のページに行きまして、諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金で5万2,000円の所要増となっております。

次に、諸収入、雑入、雑入で573万1,000円の増でありますが、主に11節雑入648万7,000円の増となっております。

次のページに行きまして、町債、町債、衛生債で970万円の減、土木債640万円の減、消防 債で4,660万円の減ということで、事業完了または見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

議会費、議会費でありますが、189万9,000円の減でございます。 7 節報償費から備品購入費まで、コロナによる研修の中止であったり、事業費確定、また、執行見込みによる減となっております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で340万円の減でございますが、こちらも旅費から次のページの使用料及び賃借料まで、事業費の支出見込みによる減となっております。

次に、財政管理費で3,396万円の増であります。主に積立金でありますが、3,500万8,000円ということで、主に減債基金の積立金3,500万円でございます。こちらについては、今後

の償還額が増加することを見据えまして、町債の償還に必要な財源を確保するため積立てを するものでございます。

次に、財産管理費で14万5,000円の減ということで、所要減でございます。

次に、企画費で1,872万1,000円の減でございます。 1 節報酬から次のページの18節負担金補助及び交付金まで、実績見込み、また、事業費の確定等による減となっております。主に負担金補助及び交付金で1,464万5,000円の減となっております。

次に、30ページに行きまして、支所及出張所費27万8,000円の減ということで、所要減であります。

交通安全対策費で22万9,000円の減、こちらも7節から19節まで所要減となっております。 後継者緊急対策費で74万5,000円の減、コロナの影響によりまして事業中止による減でご ざいます。

諸費、31万9,000円の減でございますが、広域圏への負担金の確定による減でございます。 31ページに行きまして、総務管理費、電算管理費で299万4,000円の減でございますが、主 に負担金補助及び交付金ということで計算センターの負担金確定による減が主なものとなっ ております。

庁舎管理費で50万8,000円の増であります。主なものとしましては需用費の光熱水費、役場庁舎の電気料の部分でございますが、今回、予算が足りないということで増額補正をお願いするものでございます。

町民バス管理費、20万7,000円の減ということで、業務委託料の確定による減でございます。

次に、徴税費、徴税総務費で213万円の減ということでございます。こちらについては、 給食職員の給料について減額をするものでございます。

次に、32ページ、戸籍住民基本台帳費でございますが、26万9,000円の減でございます。 実績見込み等による増減ということでございます。

次に、選挙費でありますが、選挙管理委員会費10万3,000円の減、こちらもコロナウイルスの関係で研修等が中止になったということで減額するものです。

参議院議員選挙費で121万4,000円の減ということで、額の確定による減となっております。 33ページに行きまして、県知事選挙費で187万4,000円の減、こちらも同様に額の確定によ る減となっております。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で948万7,000円の減でございます。こちらも

1節報酬から次のページの繰出金まで、支出見込みによる減でございます。主なものとしましては、扶助費で763万円の減となっております。

次に、老人福祉費でございますが、759万1,000円の減ということで、こちらも7節報償費から次のページの繰出金までとなっておりますが、事業費の支出見込みによる減でございます。主に繰出金の減ということでございます。

次に、国民年金費については、財源補正でございます。

障害者福祉費、665万3,000円の減でございますが、主なものとしましては次のページの扶助費でございます。650万2,000円の減となっております。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費で6万5,000円の減ということで、所要減でございます。

柳津保育所運営費では20万7,000円の減、西山保育所運営費で48万6,000円の減、こちらは 所要減となっております。

児童措置費、496万6,000円の減でございますが、実績見込みによる減でございます。主に 扶助費の部分でございます。

次に、学童保育費については、財源補正でございます。

母子福祉費、12万5,000円の増ということで、こちらは所要増となっております。

次のページ、衛生費でございます。保健衛生費、保健衛生総務費で398万1,000円の減でございます。主に繰出金の部分でございます。

予防費、1,432万5,000円の減でございますが、こちらも全て事業費支出見込みによる減ということでございます。主に委託料の部分でございますが、971万2,000円の減となっております。

40ページに行きまして、環境衛生費852万8,000円の減でございます。主に繰出金の部分でございます。

次に、母子保健費で226万5,000円の減ということで、実績見込みによる減となっております。

41ページをお願いいたします。

清掃費、塵芥処理費で45万3,000円の減、衛生処理費で527万5,000円の減ということでございます。こちらも見込みによる減ということでございます。また、負担金の確定等による減ということでございます。

次に、農林水産業費、農業費でありますが、農業委員会費で3万6,000円の減でございま

す。所要減となっております。

農業者年金事務費で3万9,000円の減、農業総務費で1万円の減ということで、こちらも 所要減でございます。

農業振興費、749万9,000円の減でありますが、1節報酬から次のページの負担金補助及び交付金までになっておりますが、主に地域おこし協力隊の報酬の減と次のページの負担金補助及び交付金で399万1,000円の減となっております。

次に、農地費で190万2,000円の減でございます。こちらも主に公有財産購入費で減額が大きくなっております。

次に、地域農政特別対策事業費で26万6,000円の減、こちらもいずれも所要減でございます。

農村総合整備費で5万7,000円の減、こちらは繰出金の部分でございます。

国土調査費で70万3,000円の減ということで、実績見込みによる減となっております。

次の45ページに行きまして、中山間地域等直接支払事業費で5万9,000円の増につきましては、職員の超過勤務の部分でございます。

次に、林業費、林業総務費で6万2,000円の減、こちらは所要減でございます。

林業振興費で1,127万5,000円の減でございますが、主なものとしましては、次のページの 負担金補助及び交付金で801万3,000円の減となっております。

次に、林道維持費で565万3,000円の減でございます。事業費確定等による減ということで ございます。

次の47ページに行きまして、商工費、商工費、商工振興費で266万4,000円の減でございます。こちらも実績見込みによる減等でございます。

次に、観光費でございますが、1,379万7,000円の減でございます。こちらも実績見込みによるものでございますが、特に委託料の部分で406万8,000円、減額となっております。次のページ、公有財産購入費で380万円の減、負担金補助及び交付金で265万5,000円の減となっております。

50ページに行きまして、土木費、土木管理費、土木総務費で15万6,000円の減でございます。こちらは所要減となっております。

道の駅管理費で263万1,000円の減ということで、主に工事請負費の部分でございます。

次のページ、道路橋梁費であります。道路維持費で89万6,000円の増をお願いするもので ございます。まず、共済費の増につきましては、除雪作業員の社会保険料の部分でございま すが、国保等から共済組合に制度が改正になりましたので、そういったことで増額となって おります。需用費につきましては、除雪車の燃料、また、消雪に係る光熱費で増額というこ とであります。

次に、道路新設改良費、1,428万2,000円の減ということで、実績見込みによる減でございます。

次に、河川費、河川総務費で118万3,000円の減でございます。11節から次のページの負担 金補助及び交付金まで所要減ということでございます。負担金補助及び交付金については、 負担金の確定による減でございます。

次に、都市計画費、下水道費、294万3,000円の減でありますが、特別会計への繰出金の部分でございます。

次に、消防費、消防費、非常備消防費、332万6,000円の減でございますが、主にポンプ操 法大会がコロナの影響で中止ということで、その分で減となっている部分が大きいものでご ざいます。

次のページ、消防施設費で105万2,000円の減でございますが、事業費確定による減でございます。

防災費で4,591万4,000円の減でございますが、主なものとしましては、工事請負費で 4,528万7,000円の減ということで、非常用電源設備工事の請差分でございます。

次に、広域消防費で158万円の減ということで、広域圏への負担金の確定による減でございます。

次のページに行きまして、教育費、教育総務費、教育委員会費で16万4,000円の減、こちらは所要減でございます。

事務局費で307万7,000円の減、1節報酬から次のページの貸付金まで、実績見込み、額確 定による減となっております。

次に、小学校費、柳津小学校管理費で44万7,000円の増、西山小学校管理費で47万4,000円の増ということでございます。需用費と備品購入費の部分については、繰越しの部分でございます。役務費については、所要減ということでございます。

次に、柳津小学校教育振興費で105万1,000円の減、西山小学校教育振興費で12万6,000円の減ということで、実績見込みによる減となっております。

次に、中学校費であります。会津柳津学園中学校管理費で57万5,000円の増ということで、 こちらも需用費と備品購入費の部分については、令和5年度に繰越しの部分でございます。 次に、会津柳津学園中学校教育振興費で42万6,000円の減ということで、実績見込みによる減となっております。

57ページをお願いいたします。

社会教育費、社会教育総務費で61万9,000円の減、また、公民館費で69万8,000円の減、文化財管理費で198万1,000円の減、58ページの美術館管理費で243万1,000円の減、美術館事業費で168万5,000円の減ということで、いずれも実績見込み等による減となっております。

59ページに行きまして、保健体育費、保健体育総務費で87万1,000円の減でございますが、 コロナウイルスの影響による事業中止による減ということでございます。

次に、運動公園管理費で7万円の減ということで、所要減となっております。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費で14万6,000円の減でございますが、委託料の確定による減でございます。

次に、公共土木施設災害復旧費、現年公共土木災害復旧費で103万1,000円の増でありますが、いずれも四ツ谷地内の土砂災害復旧に係る経費の所要増ということでございます。

61ページをお願いいたします。

町単独災害復旧費、農地等災害復旧費で195万4,000円の減ということで、実績見込みによる減となっております。

次に、公債費、元金で1,104万円の減、利子で99万3,000円の増ということであります。元金については、令和3年度で繰上償還しておりますので、その分、大きく減額となっております。

予備費で187万3,000円を増額するものでございます。

68ページをお願いいたします。

議案第25号令和4年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算でございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ51万円を減額し、それぞれ37万円とするものでございます。 73ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金で51万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で1万円の減、所要減となっております。

団地造成費、宅地造成費で50万円の減ということで、土地の調査鑑定委託料でございます

が、調査鑑定まで至らなかったということで減額するものでございます。

次の75ページをお願いいたします。

議案第26号令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条で、事業勘定では、歳入歳出それぞれ3,407万円を追加し、それぞれ5億1,760万7,000円とするものでございます。また、施設勘定では、歳入歳出それぞれ491万4,000円を 減額し、それぞれ6,034万4,000円とするものでございます。

80ページをお願いいたします。

歳入であります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で171万1,000円の増であります。各項目で収入見込みを立てまして増額で見込んだものでございます。

次のページをお願いします。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で3,346万7,000円の増ということで、交付金の 部分で増額を見込んでおります。

次に、繰入金、一般会計繰入金で119万9,000円の減ということで、いずれも額の確定、また見込みによる増、また減ということでございます。

次に、諸収入、延滞金加算金及び過料、一般被保険者延滞金、9万1,000円の所要増となっております。

次のページ、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で489万9,000円の増でありますが、主に積立金の部分で ございます。

次に、運営協議会費でございますが、4万6,000円の減ということで所要減でございます。 次に、保険給付費、一般被保険者療養諸費の一般被保険者療養給付費で3,100万円の増と いうことで、支出見込みによる増ということでございます。

一般被保険者療養費については、94万円の減でございます。

次のページに行きまして、国民健康保健事業費納付金、1項の医療給付分、2項の後期高齢者支援金等分、3項の介護納付金分ということで、いずれも財源補正となっております。

84ページに行きまして、保健事業費、特定健康診査等事業費でございますが、189万1,000円の減ということで実績見込みによる減でございます。

次に、諸支出金、繰出金で130万3,000円の増ということで、特別会計への繰出金となって おります。 予備費で25万5,000円を減額するものでございます。

90ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

診療収入、外来収入でございます。内科国民健康保険診療報酬収入96万円の減から5目の 内科その他の診療報酬収入374万1,000円の増ということで、いずれも今後の収入見込みを立 てまして一部を除き減額で見込んだものでございます。

次に、その他の収入でございますが、1万4,000円の所要増でございます。

繰入金、一般会計繰入金で388万1,000円の減ということでございます。

次のページに行きまして、特別会計繰入金で130万3,000円の増でございますが、特別調整 交付金の繰入金の増でございます。

次に、県支出金、県補助金、診療施設県補助金で40万円の増ということで、医療施設等物 価高騰対策支援金で交付見込み増ということでございます。

次のページ、歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で49万1,000円の減でございます。いずれも所要減となっております。

次に、医薬費、内科医薬費、医薬用機械器具費、19万3,000円の減、それから、医薬用衛生材料費、423万円の減ということで、こちらも所要減となっております。

98ページをお願いいたします。

議案第27号令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ71万円を追加し、それぞれ5,570万8,000円とするものでございます。

103ページをお願いいたします。

歳入でございます。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、104万3,000円の増ということで、収入見込みを立てましてトータルで増額を見込んでおります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で6万8,000円の減、保険基盤安定繰入金で33万9,000円の減ということで見込みによるものでございます。

次に、諸収入、延滞金、加算金及び過料、延滞金で7万4,000円の増額を見込んでおります。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、徴収費、徴収費で6万8,000円の減でございます。所要減であります。

広域連合納付金、保険料等負担金で78万1,000円の増ということで、保険料と負担金の所要増でございます。

予備費で3,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

議案第28号令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ899万6,000円を減額し、それぞれ5億9,070万3,000円とするものでございます。

110ページをお願いいたします。

歳入であります。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で56万7,000円の増額を見込んでおります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で159万7,000円の減ということで、実績見込みによる負担金の減でございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金で705万9,000円の増、特別調整交付金で9万円の減、介護保険事業費補助金で11万6,000円の増ということで、実績見込みによる増減を 見込んでおります。

次のページをお願いします。

支払基金交付金で、まず、介護給付費交付金で1,167万8,000円の減、地域支援事業交付金で22万6,000円の減となっております。いずれも収入見込みによる減でございます。

次に、県支出金、県負担金、介護給付費負担金で15万8,000円の増でありますが、介護給付費負担金の実績見込みによる増でございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金であります。介護給付費繰入金で217万8,000円の減、以下、次のページの5目の地域支援事業繰入金まで、全て減額でトータル330万5,000円の減となっておりますが、いずれも収入見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で62万4,000円の減でありますが、全て支出見込みによる減ということであります。

次に、介護認定審査会費、介護認定調査等費で8万8,000円の所要増となっております。 次に、保険給付費、介護サービス等諸費でございますが、1目の居宅介護サービス給付費 から次のページの9目の地域密着型介護サービス給付費まで、それぞれ増減はございますが、 トータルで1,542万1,000円の減となっております。今後の支出見込みによる増減となってお ります。

次に、高額介護サービス等費でございます。1目の高額介護サービス費で50万7,000円の増から、次のページの4目高額医療合算介護予防サービス費についてはゼロということで財源補正ではございますが、トータル65万2,000円の増となっております。こちらも今後の支出見込みにより増額をお願いするものでございます。

次に、特定入所者介護サービス等費でございます。特定入所者介護サービス費で222万 2,000円の減、特定入所者介護予防サービス費については財源補正となっております。

次に、介護予防サービス等諸費でございますが、1目の介護予防サービス給付費で15万5,000円の増、次のページに行きまして、7目の介護予防サービス計画給付費、こちらもゼロということで財源補正でございますが、トータル42万1,000円の減ということで、支出見込みによる増減でございます。

次に、その他諸費、審査支払手数料で3,000円の所要増でございます。

次のページに行きまして、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費でございます。 こちらも、1目の介護予防ケアマネジメント事業費から一番下の6目の在宅医療・介護連携 推進事業費まで減額ということで、トータル76万9,000円の減額でございますが、支出見込 みによる減ということでございます。

次のページに行きまして、介護予防・生活支援サービス事業費については、いずれも財源 補正となっております。

次に、一般介護予防事業費の一般介護予防事業費で67万2,000円の減でございますが、一 部増額はありますけれども、所要減ということでございます。

次のページに行きまして、その他諸費、審査支払手数料については財源補正、予備費で 1,039万円の増額をするものでございます。

124ページをお願いいたします。

議案第29号令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ3,987万3,000円を減額し、それぞれ2億364万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

127ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

まず、大成沢・胄中地区水源・浄水場整備事業では、1,190万円減額しまして880万円とするものです。

次に、公営企業法適用化事業については、150万円減額しまして1,420万円とするものでございます。

130ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で26万4,000円の減ということで、水道加入負担 金の減を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料、使用料、簡易水道事業使用料で260万7,000円の減でございますが、収入見込みによる減でございます。

次に、手数料で簡易水道手数料、7万2,000円の減ということで所要減でございます。

次のページに行きまして、国庫支出金、国庫補助金、簡易水道等施設整備費補助金で 1,439万9,000円の減でございます。事業費の減額に伴う補助金の減でございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金で849万5,000円の減、基金繰入金で62万5,000円の減でございます。

次に、諸収入、雑入で1,000円の減ということで所要減であります。

次のページに行きまして、延滞金加算金及び過料、延滞金で1万円の減、こちらも所要減 でございます。

町債、簡易水道事業債で1,340万円の減ということで、事業費の減に伴う減額となっております。

次のページ、歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費で408万5,000円の減でございます。事業費の支出見込みによる減が主なものとなっております。

次に、簡易水道改良事業費で3,575万8,000円の減でございます。大成沢の水源整備に伴う 測量設計委託料の確定による減でございます。

次のページに行きまして、予備費で3万円を減額するものでございます。

138ページをお願いいたします。

議案第30号令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ9万4,000円を減額し、それぞれ423万6,000円とするもの

でございます。

143ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金の一般会計繰入金で9万4,000円を減額するものでございます。

次のページ、歳出になります。

スキー場事業費のスキー場事業費で9万4,000円の減ということで、所要減となっております。

145ページをお願いいたします。

議案第31号令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ81万1,000円を減額し、それぞれ9,936万7,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

148ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

公営企業法適用化事業ということで、30万円減額しまして360万円とするものでございます。

151ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で17万6,000円の減でございますが、農集排加入 負担金の減を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料、使用料、農業集落排水施設使用料で28万7,000円の減ということで、収入見込みの減でございます。

繰入金、一般会計繰入金では、4万8,000円を減額するものでございます。

次のページ、町債になりまして、下水道事業債で30万円の減ということで事業費確定による減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出で、総務費、総務管理費、施設管理費で71万円の減でございますが、こちらも実績及 び支出見込みによる減が主なものとなっております。

次のページ、公債費でありますが、元金で3万8,000円の増、利子で8万6,000円の減ということでございます。

予備費で5万3,000円を減額するものであります。

158ページをお願いいたします。

議案第32号令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ285万1,000円を減額し、それぞれ8,546万6,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものであります。

161ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

公営企業法適用化事業ということで、こちらも30万円減額しまして360万円とするもので ございます。

164ページをお願いいたします。

歳入で、分担金及び負担金、負担金、加入負担金で35万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、使用料及び手数料、使用料、公共下水道排水施設使用料で2万3,000円の所要増で ございます。

使用料及び手数料でございますが、1万7,000円の所要増を見込んでおります。

次のページ、繰入金、一般会計繰入金で294万3,000円の減ということで、事業費の確定による減でございます。

町債、下水道事業債で30万円の減ということで、こちらも事業費の確定による減となって おります。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で275万5,000円の減でございますが、こちらも事業費支 出見込みの減確定による減となっております。

次のページに行きまして、公債費、元金で3万9,000円の増、利子で8万7,000円の減を予定しております。

予備費で4万8,000円を減額するものでございます。

168ページをお願いします。

議案第33号令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ21万円を減額し、それぞれ556万3,000円とするものであります。

第2条では、地方債の補正をお願いするものです。

171ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

公営企業法適用化事業で20万円減額しまして240万円とするものでございます。

174ページをお願いします。

歳入であります。

使用料及び手数料、使用料、簡易排水施設使用料についてはゼロということで、現年度分1,000円、前年度滞納繰越分でマイナス1,000円ということであります。

繰入金、一般会計繰入金では、9,000円の減を見込んでおります。

諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金で1,000円の減。所要減でございます。

次に、町債、町債ということで20万円を減額するものでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、施設管理費、施設管理費で21万円の減ということで、事業費確定による減でございます。

次のページ、議案第34号令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。 第1条では、歳入歳出それぞれ39万2,000円を減額し、それぞれ480万7,000円とするもの でございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものであります。

180ページをお願いします。

第2表 地方債補正であります。

公営企業法適用化事業で20万円減額しまして240万円とするものでございます。

183ページをお願いします。

歳入で、分担金及び負担金、負担金、加入負担金で17万6,000円の減額をお願いするものであります。

次に、使用料及び手数料、使用料、林業集落排水施設使用料で1万5,000円の減でございます。

それから、諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金については、1,000円の減ということで、収入見込みによる減でございます。

次に、町債でございますが、下水道事業債で20万円の減ということで、事業費確定による 減となっております。 185ページをお願いします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で21万2,000円の減ということで、事業費確定による減でございます。

予備費で18万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

では、私から、もう3月末になろうということで想定すれば、この補正予算というのはほぼ確定であろうと。細かい点については5月末ということになるでしょうから、ほぼ確定ということの中で何点か確認、質問ということになりますが。

まず、25ページの雑入でありますけれども、雑入の中の一番下から2番目の後期高齢者療養給付費負担金過年度精算分、金額が多額であると。719万7,000円ですから。過年度分の精算で700万円を超えるとなると、後期高齢者に対する影響というのはどうだったのかという経過。また、これが常態化していくのかということについて、まず説明を願いたいと思います。

それから、2番目には45ページの、総務課長からの説明があったと思うんですが、聞き逃したということもありますので、再度、確認をさせていただきますが、工事請負費ということで……、失礼しました。45ページではなかった。これは大変失礼をしております。総務課のほうの電源関係で……、ではこれについてはページが書いていなかったものだから、では回答をいただく間にこの部分をもう1回、精査して質問したいと。

3つ目については、特別会計になりますが、133ページの簡易水道事業について、測量設計委託料、3,575万8,000円ほどの大変多額なマイナスになっております。これは、そんなに簡単に設計委託料が3,500万円もぽんと浮くような設計委託料だったのかということになると、片方では多額の地方債があって3,500万円、急にぽんと返ってくるような話では、この辺の経過、まずこの2点を質問して、2番目について今、取りあえず。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

それでは、お答えいたします。

25ページの諸収入、雑入の後期高齢者療養給付費負担金過年度精算分ということで、後期高齢者医療につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして、こちらのほうに公費負担分、町の負担分ということで一般会計のほうから納付しているような状況であります。その納付金につきましては、前年度の柳津町の後期高齢者の医療費を基に後期高齢者医療広域連合のほうで算出をしまして、翌年度に町のほうに納付してくださいということで請求が来て納付している状況であります。

そうしたことから、前年度と本年度の差額分をこういった形、精算というような形で戻ってくるというような形にはなっておりますので、あくまでもこれが常態化という部分については、今回、過年度分ということは令和3年度分の精算になるんですけれども、令和3年度については、令和2年度の医療費を基に負担金の算定をしていると。そういったことからも、令和2年度から3年度、コロナの感染状況もありましたので、医療受診の控えといったことも影響しているものと思われますので、これが常に常態化するかというと、医療費については年々変動しておりますので、そういった状況になっております。

したがいまして、こちらにつきましては、広域連合がシミュレーションしました医療費よりも実際かからなかった、なので、今回、精算ということでお返ししますというような内容になっております。

以上です。

○議長

もう1点、答弁を求めます。

建設係長。

○建設係長

簡易水道事業のほうの委託料の減額についてだったんですが、少々お待ちください。 すみません。今、資料が手元になかったので、確認して後からご回答させていただいてよ ろしいでしょうか。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

今の町民課長の説明で納得しました。ただ、コロナの関係があって病院に、やはり足が遠のいていたというのが大きな原因だということであります。ただ、いずれにしても、そういうことであったら、コロナはその年だけではないわけだから、3年も続いたわけだから、要は、この700万円ちょっとについては、後期高齢者の方々は支払いをしていたということでしょう、後から戻ってきたということだから。やはりこれは家計にもかなり影響しているんだろうなという思いは拭えません。

それから、思い出しました。53ページでした。大変失礼しました。53ページの防災費の工事請負費、非常用電源設備設置工事について、4,528万7,000円がマイナス。これは総務課長から何回も聞いていたと思うんだけれども、私、そのときに何か違うところだったかなと思いますので、再度、説明をいただきます。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今ほどのご質問でございますが、防災費の工事請負費で4,528万7,000円の減ということで、こちらは役場庁舎に設置しました非常用電源設備工事に係る分でございますが、当初予算では8,600万円ほど予算がありましたが、公共工事については諸経費が民間の工事と比較すると高くなっておりますので、どうしても設計費が高くなってしまうということであります。

今回については、入札をしましてその請差ということで、非常に大きい金額ではありますが、減額となったということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上であります。(「終わります」の声あり)

○議長

ほかにありませんか。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、私も何点かお聞きしたいと思います。

今ほど大体、ほぼ額が確定しているんだろうというような話の中で、今回この補正を見せていただいて率直に感じたのが、やはり皆減という部分や大きく減額というようなところが 非常に目立ったような補正予算ではないかというふうに思っております。その点を含めまし て何点かお聞きしたいと思います。

まず、1点目なんですが、これはみらい創生課さんにお聞きしたいんですけれども、30ペ ージ、6目企画費18節負担金補助及び交付金ということで、移住支援事業補助金ということ で190万円の当初から見ると皆減という捉え方になるのかと思いますけれども、この部分で 歳入のほうに目を移しますと、県補助金のほうで142万5,000円、これも皆減ということにな っているように思います。この2つについて、関係性をお聞きしたいというふうに思います。 続いて、これは地域振興課さんに聞きたいんですが、46ページ、2目林業振興費18節負担 金補助及び交付金ということで、これは電気柵なんですが、これも当初600万円の予定が434 万円の減額。その下の下くらいなんですが、鳥獣被害対策用品ということで当初283万円の 予算で196万円の減額と。これは、両方とも見てみますと3割くらいしか進捗していないと いうか、使っていないというような、7割減額したよというような数字が出ているんですけ れども。この減額の要因として考えられるところ、私も考えてはみたんですけれども、どの ような要因でこのくらいの減額になってしまったのかということをお聞きしたいと思います。 もう1点なんですが、これも同じ地域振興課で、49ページ、2目観光費、16節と18節、こ れは共にJR柳津駅に関してなんですが、380万円が皆減。これは公有財産購入費というこ とになっています。18節のほうは負担金補助及び交付金で、これもJR柳津駅の電気工事負 担ということで110万円が共に皆減というふうになっております。これについて、今年度に 実行できなかったというようなことだと思うんですけれども、この理由についてお伺いをし たいというふうに思います。

最後は町民課さんなんですが、これは90ページになるのか、国保会計ということで施設勘定のほうなんですが、施設勘定の中の診療報酬、何種類かあるんですが、トータルするとマイナスの部分で650万円、診療報酬が減額をしているわけです。併せて、医薬品衛生材料費ということで380万円、これも減額になっているわけです。そうしますと、要は、診療報酬と医薬品を合わせますと一千万円弱の減収というふうになっているわけなんですが、この要因と今後の考え方について伺いたいと思いますので、以上、4つお願いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、まず1点目の30ページになります。移住支援事業補助金190万円の予算についてなんですけれども、この事業につきましては、歳入の部分の22ページ、ふくしま移住支援

金給付事業補助金、県の要綱ですと、ふくしま移住支援金給付事業補助金ということになりますが、この制度に準じて柳津町の移住支援の補助金が制定されております。

内容的には、(「内容はいいです。使ってやるかどうかだけでいいです」の声あり)はい、 県のほうから4分の3の補助ということで実施しております。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

46ページの負担金補助及び交付金の電気柵購入費並びに鳥獣被害対策用品の購入補助金のほうが実績として出ていないのではないかということでございますが、こちらにつきましては、まず予算につきましては、令和3年度の実績を基に令和4年度のほうを取っております。まずは令和3年度の電気柵でございますが、個人が48件、グループで9件、あと個人が6件ということで、計63件の補助を支出しておりました。

令和4年でございますが、申請のあったものの個人が18件、グループが1件、個人が1件ということで20件ということで3分の1以下というふうになったということが、まず1つの大きな要因でございます。また、鳥獣対策用品につきましても、こちらも令和3年度の実績を基に予算を取らせていただいたんですが、こちらも9件ということでございます。9件しかなかったと。地区の方も1件ありましたが、9件ということでございます。

この考えられる要因としましては、令和3年度につきましては、かなり農作物の被害が大きく出ていまして、それもあり、皆さん、電気柵のほうを購入して対策したものと思われます。令和4年度につきましては、当課におきまして農作物の被害の報告というのが直接上がってきておりませんでした。

ただし、捕獲頭数という部分では、令和3年度におきましてイノシシは、県の指定管理も合わせてでございますが、柳津町で26頭、イノシシを捕っております。令和4年度におきましては、冬期間も含めまして既に45頭捕っているということで、被害はなかったんですが、頭数はある程度出ていて、ただ、やはり捕っていただいている方が、かなり腕も上がったのかとも思いますけれども、そういった形で推移しております。

もう1点、すみません。49ページの公有財産購入費、用地買収費でございますが、こちらのほうは駅のまず買収費でございます。皆減となっております。併せて、18の負担金補助及び交付金の中の会津柳津駅の電力工事の負担金ということで、こちらのほうも皆減になって

おりますが、この理由としましては、令和4年度中に当初の計画としては駅の譲渡が決まる ということで計画しておりましたが、令和5年の春にずれ込みましたので、その分でこちら のほうを皆減させていただきまして、令和5年度の予算、新年度予算のほうに上げさせてい ただいております。

以上でございます。

○議長

町民課長。

○町民課長

それでは、私のほうからは90ページ、国保施設勘定の診療収入というところでお答えいた します。

国民健康保険と社会保険、内科の後期高齢者診療報酬収入、内科一部負担金収入とあるわけなんですけれども、この中で一番顕著に大きく減額になっているところが、3目の後期高齢者の診療報酬ということで減額になっております。こちらの要因といたしまして、やはり町の人口の減少であったりとか高齢化率、そういったところで高齢化とともに診療所を受診されたいた方が施設に入所したり、お子さんのところに転出していったりとか、あと、当然、亡くなられた方、こういった方もあろうかと思います。そういった中で、奥会津在宅医療センター、こちらにつきましても、柳津・三島・金山・昭和というところで、柳津町におきましても奥会津在宅医療センターのほうで抱える患者さんがかなりの数おりますので、そういったところでの受診という機会も数多くなってきているのかとは考えております。

そうしたことからも、町民の方がやはり、町民の方の意思により在宅で医療を受けたいとか、診療所で今までどおり受けたいとか、または、大きな総合病院に行って精密な医療を受けたいとか、そういった意向があろうかと思いますので、その辺につきましては、診療所運営に当たっては各医療機関、または患者さん、町民の方の意思を尊重しながら経営に当たっていきたいと考えております。

また、診療所のほうでは、薬の処方というところでもかなり整理をしながら、薬の出す種類といったものもなるべく少なく整理をして出しているという状況もあります。また、ジェネリックの医薬品についても、使用率が80というところもございます。また、そうした中で歳入歳出の均衡を図るということで、次の91ページになるんですけれども、特別調整交付金ということで施設勘定の収入と支出、このバランスを見て、マイナスの分を国の調整交付金で見ていただけると。そういったことで、今回、130万円ほど増額ということになっており

ますので、この辺も活用しながら、町民が安心してかかれるような身近な診療所の運営に当 たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、今の説明の中で納得した部分と何点かお聞きしたい部分がありますので。

みらい創生課についての事業なんですが、142万円、190万円のうちの142万円、4分の3だよというようなことで、県の補助金が入っているわけですね。実は移住支援事業というのは、令和4年度に新たなる重点事業の1つということで始まった事業ではないのかというふうに思っているんですが、これは当然、移住者の方に交付する部分なので、実績がゼロだよという考え方だと思うんですけれども。危惧するという部分でお聞きするんですけれども、やはり皆減して県補助金をすっかり返すと、できなかったので返しますよという部分であれば、県のほうとしても本当に実績、やる気があるんですかというような考えにもなってしまうのではないのかと私は思うんですよ。やはり継続してこういった部分というのはやっていかなければいけないし、やれば実績も当然、残していかなければいけない。1件でも2件でもやはり実績を残すというスタンスをこの1年間、どのようにして考えてきたかは課長の考えもあるとは思うんですけれども、次年度以降について県補助金を含めて、今回まるっと返してもまたもや同じ事業で継続してまだできるのかなと。その部分が心配なので、その部分についてお聞きしたいと思います。

次の地域振興課の質問については、JRさんのことについては令和5年度に入っているよということなので、それは了解しました。

ただ、電気柵や鳥獣被害というのは、やはり今年は少なくてもまた来年多くなるかもしれないということもありますので、状況的に、課長のお考えでいいとは思うんですけれども、個人にもう大体行き渡ってだんだんきたのかなと、電気柵については。地区においても。大体、要望されているところにもうなっているのかなというような考えなのか。それとも、やはり全体的な今のようなイノシシの数、鳥獣という部分で被害ということで減ってきているよというのであれば、その頭数が減っているのか、どうなのか。その辺の感覚的な部分でもいいので、お聞きしたいというふうに思います。

町民課のほうは、診療所については何とか頑張ってやってくださいとしか言いようがない

んですが、正直言うと、内科その他の診療報酬というのは、374万円あるんですけれども、これはそっくりコロナ分だと私は思っておりますけれども、やはり今後、このコロナに対しても少しずつ減少傾向になると。そうすると、県・国からの補助金を、差額分を今回、130万円いただきましたけれども、これが増えてくれば、やはり均衡が取れなくなってそこが大きくなってくるよというふうに単純にも考えられるわけですから、やはりいつまでもそれに頼らない方策というものも少し考えていただきたい。奥会津在宅センターなり、へき地診療所にしても、やはりその辺はもう少し改良の余地が私はあるのではないかなというふうに思いますので、そこはぜひ頑張っていただきたいというふうにお願いしておきます。

では、みらい創生課と地域振興課に2点についてだけ、もう1回、お願いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、まず1点目の移住支援事業補助金についてですが、この事業につきましては、 やはり東京23区に過去10年間の間に5年間住んでいなければいけない、また、移住してきた 先には福島県のマッチングサイトに登録した企業に就職しなければいけない等々、要件がか なり、ハードルが高いような事業になってございます。このほかにも県を介しての補助事業 とか、町独自の新築住宅補助等々もありますので、これらの補助金、金額が大きいものにつ いては、東京から移住される方にとってはかなり魅力的なものになろうというふうに考えま すので、こういったものの宣伝をしながら活用に向けて進めていきたいと思っております。

(「継続はできるということ」の声あり)

この事業についてですか。はい。この事業については、さらに補助要綱が拡充されまして、 これまで18歳未満、30万円の補助だったものが1人について100万円というふうにかなり魅 力的なものになってきております。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

イノシシの被害、確かに令和4年度については報告があまりなかったということでございますが、ただし、令和3年の冬が大変豪雪だったということで、こちらの会津管内の課長会議の中でも頭数が少ないような、被害がないような話があったんですが、今年、ご存じのと

おり、雪が大変少なかったということもありまして、令和5年度については、もしかしたらまた増えるのではないかという感覚もございます。

皆さん、電気柵を購入される場合というのが、隣の農地に入られたとか、自分の農地に少し入られたというときに電気柵を巻くと。今回、農地への被害があまりなかったということで電気柵の購入も少し少なかったのかという。私としては、イノシシが少なくなったからというよりも、被害が少し収まったからという感覚だと思います。ですので、こちらも、もしかしたら令和5年度は増える可能性もございます。ただし、予算でございますので、ある程度の予算は取っておりますが、もしそれでも足りないという場合は、また皆さんとご相談しながらつけていきたいという感覚でございます。

以上でございます。(「終わります」の声あり)

○議長

ほかにございませんか。

では、先ほどの伊藤議員の質問に答えていただきます。

建設係長。

○建設係長

先ほど伊藤昭一議員からご質問ありました簡易水道事業のほうのご説明をさせていただきます。

133ページの簡易水道改良事業費の委託料の3,575万8,000円の減額についてなんですが、こちらは、大成沢のほうの今進めています事業となります。当初は水管橋を4か所見込んでおりまして、そちらの詳細設計をするのに実質調査等と水管橋の設計を見込んでいたんですが、それが現地調査の結果、既存の橋への添架1か所と構造物をかわして地中埋設で渡すことが可能になったということで、こちらの水管橋の設計分と地質調査分が丸々落ちたので大きく減額となりました。

以上です。(「了解しました」の声あり)

○議長

ほかにありませんか。

8番、荒明正一君。

○8番

14ページの町税の固定資産税、そっちのほうの豚の関係ですが、これとの関係でどういう 関係になっているかお伺いいたします。

○議長

町税と豚の関係ですか。町税と豚、関係あるかどうかという質問ですね。固定資産税ね。 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

この固定資産税につきましては、土地であったり、家屋、また、事業に使う機械などの償却資産に係る税でございますが、当初予算では、先ほども申し上げましたが、3年間の平均で見込んでおりまして、令和4年度については償却資産の伸びが少なかったということで大きく減となっておりますが、内容的にはどこの事業所がというところまでは分かりませんので。全体的に少なかった、伸びがなかったということでございます。

以上であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それはある程度、理解するんですが、その関係と麻生の人たちのことを考えた場合に、税 金をもらうけれども、今のところ、そういうことで何か考えることがあるのかどうか。

○議長

荒明議員に申し上げます。補正予算の説明なので、補正予算について質問してくださいよ。 いいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第25号「令和4年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第26号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第27号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第28号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに とに 賛成の方の 挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第29号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第30号「令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第31号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第32号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第33号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第34号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第36、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

報告第1号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和4年12月19日、野老沢地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させます。

○議長

補足説明を求めます。

建設係長。

○建設係長(登壇)

それでは、報告第1号の専決処分について報告させていただきます。

81ページをご覧願います。

専決第2号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解いた しましたので、下記の内容を報告いたします。

損害賠償及び和解の相手方、住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙230番地1、氏名、目黒照枝さんです。

事故の概要ですが、令和4年12月19日、野老沢地内を除雪作業中、車両をUターンさせようと後退したところ、停車中の目黒氏所有の自動車に接触させ、一部を破損させてしまったものです。

町の損害賠償額、21万9,549円。

和解の内容、町は相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第37、議員提出議案第1号「柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

1番、磯目泰彦君。

○1番(登壇)

議員提出議案第1号「柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、趣旨 説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の議会は新個人情報保護法に係る規律の対象外となっております。このことから、町議会における個人情報保護に関する制度を整備し、条例を制定するものであります。

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第1号「柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、ただいまの説明のとおりですので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第46号「工事請負契約の変更について」を追加 し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

 \Diamond \Diamond

○議長

追加日程第1、議案第46号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。 提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第46号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、町道竜蔵庵上村線道路改良工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設係長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

○議長

補足説明を求めます。

建設係長。

○建設係長(登壇)

それでは、議案第46号工事請負契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

本工事は、令和4年7月6日に議決いただきました道路改良工事で所要の変更が生じたことに伴い、変更契約について議会の議決を求めるものであります。

変更すべき事項。契約金額 6,636万9,600円。

以上で議案第46号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、工事請負契約の変更ということで今、説明を受けたんですが、当初契約が6,000万円なんですよね。今回、600万円の増額ということで、工事全体から見ると約1割くらいの金額が増えるような形になるかなというように思います。これは異常ですよ、はっきり言って。工事請負で1割を増やすというのは相当、臨時的というか、緊急的な何かがない

限りは、なかなかここまでの金額が大きくなるというのは私は異常ではないかというふうに 捉えています。こういった状況の中で、私は思うんですけれども、建設課と、いわゆる中学 校裏なわけですから、教育課、そして、建設課内では建設係と上下水道係、この連携が取れ ていたのかなというふうに私は大変疑問に思います。これは係長、課長に本当はお聞きした かったんですけれども、ここで連携が本当に取れていたというふうに思っていますか。

○議長

答弁を求めます。

建設係長。

○建設係長

すみません。ただいまのご質問だったんですが、まず、こちらの設計段階で上下水道係のほうにこの辺りの埋設関係なども全て確認させていただいております。ただ、かなり古い路線にはなっていたので、埋設関係も水道の係分だけでもなく様々な管が入っていたり、そういった路線にはなっておりました。上下水道のほうで持っている資料のほうも、やはりかなり古い物にはなっているので、実際、現場を掘ってみたら別の配管があったとか、そういったものも出てきたのはありました。

金額が確かに大きくなってしまっているんですが、実際に掘ってみないと、試掘段階ではなかなか見つけられないものなどもやはりあった状態だったので、事前に話は、ある程度詰めてはいたんですが、イレギュラーなものなども結構出てきたような形にはなってしまいました。

以上です。(「教育課にも」の声あり)

○議長

では、教育課長。

○教育課長

磯目議員おただしのように、やはり工事をやるときは、個人や民間の事業者に対しては用 地交渉だったり説明だったり行って事業を進めるんですけれども、町にあっても、町の財産 でありますので、やはり管理する部署と工事を行う部署、あと施設管理者との協議が大事だ ということは、春から身にしみているところです。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

今、建設係長から水道係とも話をしているよというふうに答弁いただきましたけれども、正直言って、今この明細というか、工事箇所の部分も見たんですけれども、私が思うに、例えば、フェンスであったり、体育館の裏のU字溝であったりといった部分は、当然あってしかりというか、普通に見て分かるような部分ではないのかなと私は思うんですよ。さらにまた、汚水ますであったり、そういった部分というのは、当然、元の教職員住宅の前のものだと思うんですね。これの部分についてだって、もう表面に出ていたわけですよ、丸い蓋みたいなものがね。当然、それだって分かるわけだし、高さの問題もあったとは思うんですけれども。私は本当に課内でもきちんと話をしているのかなというふうにしか思えないんですよ。今、教育課長の話ではないですけれども本当に、当初から盛り込んでくればこんなに増えるような金額ではないというふうに私は思っています。当然、近隣の方々の協力や理解、そういった部分も当然、必要な路線ですからね、あの路線は。今後とも、こういった大きな変更というか、追加というのは、十分に気をつけていただきたいというふうに思うんです。

今後については、どのようにしっかりと課内で管理体制をしていくのかという、よく全庁を挙げてとか横断的という言葉が出ますけれども、私は今回、この工事については異論を唱えさせていただきたいというふうな思いで質問をさせていただきましたので、今後、建設課を含めてこういった横断的な部分というのをどのように密に図っていくか、町長に一言、お願いをして終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

やはりこういった工事は、どこでやったんだということになれば、役場の建設課でやったんだということではなくて、柳津町がやったんだという仕事になってきます。私もかねがね全庁を挙げてとか、1つになってとか、ワンチームになってということを言っておりますので、議員おただしのとおり、課と課の間の連携、あるいは協力、こういったものは、足りなかったとすれば、もっとこれからはしっかりとやっていかせるということで指導してまいりたいと思います。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。



◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和5年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午後2時36分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議 長 齋 藤 正 志

同 議員 岩渕 清幸

同 議員 松 村 亮

同 議員 伊藤昭 一